

令和元年度第1回自殺総合対策東京会議計画評価部会

令和2年2月7日

【宮川課長】 ただいまから令和元年度第1回自殺総合対策東京会議計画評価部会を開会させていただきます。

私は、東京都福祉保健局保健政策部の宮川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様お忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

議事に入りますまで、私のほうで進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日はペーパーレスの取組を推進するため、タブレット端末に資料を御用意しております。タブレット端末の使用方法は後ほど説明をさせていただきます。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。机上には座席表、次第、緑色のフラットファイル、30年6月に策定しました「東京都自殺総合対策計画」を置かせていただいております。フラットファイルには、28年4月に施行されました「改正自殺対策基本法」、29年7月に閣議決定されました「自殺総合対策大綱」等をつづっております。また、資料1から5につきましては、タブレット端末に御用意しているところがございます。資料6、7は、机上に用意しております。資料はおそろいでしょうか。

続きまして、タブレット端末の使用方法について説明させていただきます。

(タブレット操作方法説明)

【宮川課長】 何かありましたらお声がけしてください。

次に、委員の委嘱について確認させていただきます。

本部会は、30年6月に策定いたしました東京都自殺総合対策計画の評価・検証を行うことを目的に設置しております。委員の皆様方にはお忙しい中、当部会の委員に御就任いただきありがとうございます。

先日お送りさせていただいております委嘱状をもって、委嘱にかえさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本部会は、「自殺総合対策東京会議設置要綱」第9条の準用により公開となっておりますので、議事の内容は会議録としてまとめ、後日公開をさせていただきます。

それでは、フラットファイル5の2枚目、「自殺総合対策東京会議計画評価部会委員名簿」をご覧くださいければと思います。時間の都合もございますので、事務局より名前を紹介させていただきます。

初めに、鈴木康明委員でございます。

続いて、藤澤大介委員でございますが、本日は遅れる旨の連絡をいただいております。

続きまして、徳丸亨委員でございますが、本日は代理といたしまして奥村茉莉子様に御出席いただいているところでございます。

続きまして、小高真美委員でございますが、本日は欠席でございます。

続いて、佐合信子委員でございますが、本日は代理として清宮玲子様に御出席いただいているところでございます。

続きまして、清水康之委員でございます。

【清水委員】 よろしく申し上げます。

【宮川課長】 続きまして、杉本脩子委員でございます。

【杉本委員】 よろしく申し上げます。

【宮川課長】 続きまして、近藤裕子委員でございます。

【近藤委員】 よろしく申し上げます。

【宮川課長】 続きまして、横道淳子でございます。

【横道委員】 よろしくお願いたします。

【宮川課長】 続きまして、福島由子委員でございます。

【福島委員】 よろしく申し上げます。

【宮川課長】 続きまして、高島拓也委員でございますが、電車の遅延により遅れると聞いているところでございます。

続きまして、日高津多子委員でございますが、本日は欠席でございます。

それから、渡辺浩一委員でございますが、本日遅れているというところでございます。

委員の紹介は以上でございます。

また、本部会のほか東京会議には重点政策部会を設置しております。委員につきましては、資料により御確認をいただければと思います。また、事務局につきましては、福祉保健局保健政策部が務めさせていただいているところでございます。

続きまして、部会長の選任についてでございますが、フラットファイルの中にございます「自殺総合対策東京会議設置要綱」第8条の3に、「部会に部会長を置き、部会長は福祉保

健局長が指名する者をもって充てるものとする」とあるところでございます。自殺総合対策東京会議の委員でもございます鈴木委員にお願いすることといたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

部会長のほうから一言御挨拶をお願いいたします。

【鈴木部会長】 何とぞよろしくお願い申し上げます。

【宮川課長】 それでは、これから議事に入りたいと思いますので、ここからの進行は部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木部会長】 それでは、これから議事に入りたいと思います。本日の会議が実りあるものになりますように、皆様から忌憚のない御意見、御提案を頂戴したいと思っております。また、多くの委員の皆様からできる限り御発言いただきたいと思っておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

最初になります。議事の（１）東京都の自殺の現状等について、御説明をお願いいたします。

【宮川課長】 お手元のタブレット端末の資料１、東京都の自殺の現状をご覧くださいと思います。上のほうには東京都の自殺者数の推移、下のほうには全国の自殺者数の推移が出ていますところがございます。東京都におきましては、平成２３年をピークに自殺者数は減少傾向でございますが、平成３０年におきましても、毎年２，０００名程度の自殺者数があるということが現状でございます。男性と女性の内訳を見ますと、男性のほうが自殺者数の数は多いということがございます。下のほうには全国の推移がございますが、こちらも減少傾向ではございますが、今なお２万人程度の自殺者数があるというのが現状でございます。

１枚めくっていただきますと、自殺死亡率の推移が出ていますところがございます。人口１０万人当たりの自殺者数となります自殺死亡率でございますが、こちらも全国、東京都ともに減少傾向でございますが、直近の平成３０年では１５．２人となっているところがございます。

また、下のほうには自殺未遂歴の有無の自殺者の割合というものが出ていますところがございますが、女性のほうが自殺未遂歴ありという方、青いところが３０．２％となっておりますが、自殺未遂歴で「あり」の自殺者の割合が多いという状況になっているところがございます。

もう１枚めくっていただきますと、自殺者の年齢構成というふうになっているところで

ございます。東京における特徴といたしましては、全国の平均よりも30歳代以下の若年層の自殺者の割合が多いということが特徴でございます、直近におきましても30%程度が30歳代以下の割合を占めているというところでございます。

下のほうには、年代別の死因が出ているところでございますが、10代から30代は自殺が一番多いという現状でございます。

最後にもう1枚めくっていただきますと、年代別の自殺率というものを今回まとめたところでございます。以前、別の部会におきまして、年代別に自殺死亡率というものもわかったほうがいいんじゃないかという御意見をいただきましたので、今回資料にまとめさせていただいたところでございます。先ほども出てきましたが、東京の自殺死亡率というものが、直近では15.2というところでございます。この15.2より高いところを全体で見ますと、25歳ぐらいから30歳、30歳代前半。それから45歳以降も平均値よりも高いというふうになっているところでございます。また、男女別の内訳で見ますと、男性の20代から30代、それから45歳から70歳程度、このあたりが平均値よりも高いという特徴が出ているところでございます。

資料についての説明は以上でございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

東京都における自殺の現状等について説明していただきました。

それでは、今の御説明につきまして、御質問、御意見などございますでしょうか。

具体的な統計資料等、出ております。ぜひ意見交換したいと思います。

また振り返るということでもよろしいですか。

【宮川課長】 はい。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。気がつかれた時点で、いつでも教えていただければ対応したいと思います。

引き続きまして、議事の2です。東京都自殺総合対策計画の評価についての御説明をお願いいたします。

【宮川課長】 続きまして、資料2は「自殺対策計画進捗確認シート」というものを用意させていただいたところでございます。平成30年に策定いたしました東京都自殺総合対策計画に掲げられている取組について、進捗状況を今回取りまとめたところでございます。本日用意させていただいた資料は、国で示しております「自殺対策計画進捗確認シート」に基づきまして、東京都の30年度の取組状況、それから30年度の取組状況に対する担当課

の評価、それから令和元年度以降の実施計画・実施状況について取りまとめたところでございます。計画に掲げる事業というものが非常に多岐にわたっているところでございますので、本日は、事務局のほうから主な事業の取組の状況について説明させていただきます。また、本日は警視庁の方、それから教育庁の方からも委員が来ておりますので、それぞれの部署の取組についても説明させていただければと考えております。

まず、1枚目でございます、基本施策に掲げられている取組でございます。項番の2-2「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」の充実でございます。基本施策2 関係機関・地域ネットワークの強化の中に位置づけられている取組でございますが、こちらの取組につきましては、ネットワーク参加機関を掲載した相談窓口リーフレットを作成し、関係部署や都民の方に対して周知を行ったところでございます。また、メーリングリストを活用し、研修や講演会の取組などの周知を行うとともに、また区市町村連絡会を活用いたしまして、区市町村の皆さんとも情報共有を図っているところでございます。

続きまして、基本施策3の自殺対策を支える人材の育成でございます。

3-2には相談窓口職員等を対象とした研修というものが掲げられているところでございます。こちらの取組につきましては、区市町村や民間団体等が行う人材育成を支援するため、御要望等に応じまして出前講座というものを行っているところでございます。具体的には、多重債務相談、看護学校、児童相談所などの職員の皆さんに、自殺対策に関する取組について出前講座という形で研修等を行ったところでございます。こちらの取組につきましては、引き続き積極的に実施していきたいと考えているところでございます。

それから、項番の3-3 自殺未遂者支援に関する人材育成でございます。こちらにつきましても、これまで自殺未遂者の支援研修というものを開催いたしまして、人材育成等を行っているところでございます。これまでは、救急病院等に勤務する方を対象に研修を行っていたところでございますが、平成30年度から区市町村の方も対象に加えたというところでございます。また、研修の回数につきましても年2回から年3回に開催を増やしまして研修を行っておりますので、引き続き研修を行っていききたいと考えているところでございます。

それから、項番3-4 遺族支援に関する人材育成でございます。こちらは区市町村や民間団体等が行う人材育成をこれまでも支援等を行ってきたところでございますが、ネットワーク間での情報の共有や情報発信なども行いながら、引き続き区市町村や民間団体等が行う取組の支援をしていききたいと考えているところでございます。

続きまして、基本施策4の住民への啓発と周知でございます。

まずは、4-1 自殺対策強化月間における普及啓発でございます。こちらにつきましては、毎年9月と3月を東京都自殺対策強化月間といたしまして、重点的に普及啓発を行っているところでございます。これまでも各種広報媒体を活用した普及啓発であったりとか街頭キャンペーンであったり、それからインターネットを活用した検索連動型の広告であったり、講演会だったりというものを行ってきたところでございます。本日、お手元のほうにも資料を用意させていただいているところでございますが、この3月にも強化月間として取組を行う予定でございます。新しいポスター、リーフレット、縦書きで「誰にも言えない悩みや気持ち、専門の相談員が受け止めます」と書かれているポスター、チラシ、こちらを順次区市町村や関係団体の皆様にお配りをさせていただいているところでございまして、チラシにつきましては約9万部、ポスターにつきましては1,600部を作成する予定でございます。また、3月5日には「ころとからだが軽くなる考え方のヒント」ということで、都庁内にごさいます都民ホールにおきまして講演会を行う予定となっておりますので、お知り合いの方がいらっしゃいましたら、是非お声がけ等いただけたらと思っているところでございます。

またタブレット端末の資料に戻りまして、4-2 自殺予防に関する情報提供でございます。本日資料を用意させていただいているところでございますが、東京都内にある各種相談窓口の一覧をまとめたリーフレットを作成しているところでございます。こうしたリーフレットを区市町村や関係機関と連携して配布するとともに、インターネット上におきましてもこうした情報を一覧にまとめて掲載しているところでございます。

また4-3 マスメディアによる都民の理解促進につきましては、先ほどの自殺対策強化月間の取組と連動いたしますが、9月と3月には検索連動型広告を活用した取組を実施いたしまして、都民の皆様の理解促進を図っているところでございます。

続いて、相談窓口・支援体制の充実についてでございます。こちらにつきましては、自殺相談ダイヤルやSNS相談を実施いたしまして、相談体制の充実を図っているところでございます。SNS相談につきましては、タブレット端末の資料3-1、資料3-2にSNS相談の実績が出ているところでございますので、こちらをご覧くださいと思います。

資料3-1をお開きください。SNSを活用した自殺相談につきましては、平成29年度からモデル事業として実施しているところでございます。資料3-1には平成30年度の実施結果等を記載しているところでございます。平成30年度は、9月から実施をいたしま

して、対応件数といたしましては3,723件対応したところでございます。また、相談者の年代別の内訳を見ますと、30歳代以下の若年層が約77.2%、それから男女別では80%が女性ということで、若い女性から多くの相談が寄せられたというところでございます。また(4)の相談内容を見ていただきますと、家族の問題、精神症状の問題、学校・進路の問題ということで、若者が抱えるさまざまな悩みについての相談等を行ったというところでございます。

1枚めくっていただきますと、令和元年度のSNS相談の実施結果の速報値が出ているところでございます。本年4月からSNS相談は本格実施をしているところでございますが、4月から10月まで述べ5,106件の相談を受けているところでございます。毎月730件程度の相談を受けているというところでございまして、9月は相談時間を通常の夕方5時からではなく、3時から受け付けているということもございまして、相談アクセス件数、対応件数ともに多かったというところでございます。相談者の年代別の内訳等につきましてはモデル事業で行ったときと同様でございます。相談内容につきましては、精神症状、家族問題、学校・進路というような相談を受けているところでございます。また、資料には記載されておきませんが、相談を受けたうち、半数程度は傾聴、SNS上で話を聞くことで終わっておりますが、内容によっては、電話相談を紹介したり、電話相談につないだり、それから関係機関につないだりというような対応をしました。やはりSNSだけで対応が難しいものにつきましては、電話相談や関係機関につないだというところで対応しているところでございます。

また、資料の3-2につきましては、小・中・高校生向けのポケット相談メモでございまして、まさにこういったSNS相談をはじめ、小・中・高校生が活用できる相談窓口を一覧としてまとめまして、都内の公立学校や私立・国立の学校に夏休みに入る前に配布をしたというところでございます。資料3-2の下のほうに実際に配布しているメモが出ておりますのでご覧いただければと思います。

それでは自殺対策計画進捗確認シートのほうに戻っていただければと思います。資料の2の2枚目でございますが、自殺未遂者支援や自死遺族支援に関する取組でございます。5-3 自死遺族支援の集いへの支援につきましては、区市町村や民間団体等が行う取組を支援しているところでございますが、こちらにつきましては、ネットワーク間での情報共有や福祉保健局のホームページ、ツイッター等での情報発信というものを行っているところでございます。

続きまして、1枚めくっていただき、重点施策の取組に関する事項について説明させていただきます。

1番目の広域的な普及啓発、それから2番目の相談体制の充実につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。また、重点施策3の若年層対策の推進のうち、学校における取組につきましては、後ほど教育庁の方から御紹介、御説明いただければと思います。

3-2 大学等と連携した取組でございます。福祉保健局におきましては、大学等と連携した取組ということで、毎年若年層向けの講演会を実施しているところでございます。本年度も9月に講演会等を行ったところでございますが、実際には若者向けと言いながら、なかなか若年層の参加者数が少ないということが課題になっているところでございますので、今後は保健医療等の自殺対策等に関心が強い学部の方々と連携させていただきながら、より多くの若者に参加していただけるような講演会を企画していきたいと考えているところでございます。

続いて、企業における取組でございます。別添の資料を用意しておりますので、資料の3-3をお開きいただければと思います。資料3-3 職域向け自殺防止対策事業でございます。福祉保健局におきましては、職域における自殺対策の取組を図るため、平成30年度から新たな取組を幾つか開始しているところでございます。

1点目が、パンフレット「働く人のこころといのちのサポート」の作成・配布でございます。本日はお手元に、「働く人のこころといのちのサポート」というパンフレットを置かせていただいているところでございます。こちらが経営者の方、それから人事労務担当者向けのパンフレットとして作成いたしまして、鬱病の気づきであったりとか、その上で職場において、どういったメンタルヘルス対策を行うべきなのかというものを解説したパンフレットになっているところでございます。こちらを東京商工会議所などを通じまして、約2万3,000部配布をしたというところでございます。

また、職域向けの講演会というものを平成30年度から開始しているところでございます。昨年度は第1回目ということで、参加者数も少なかったところでございますが、今年度は11月と1月に開催いたしまして、それぞれ56名、86名の方が参加していただいたところでございます。講演とともに参加していただいた方のディスカッション、それから事例紹介を行いましたので、参加していただいた方の93%から参考になったというような声をいただいたところでございます。やはり職域、職場における自殺予防対策というものを非

常に重要な課題とっておりますので、パンフレットであったり、講演会を活用した取組というものを引き続きしっかり行っていきたくと考えているところでございます。

また資料のほう戻っていただけたらと思います。上のほうに、メンタルヘルス対策等の推進と書かれているところのページでございます。職場における自殺対策の推進ということでございまして、先ほど紹介させていただきました福祉保健局における取組のほか、産業労働局におきましては職場のメンタルヘルス対策の推進キャンペーンや働き方改革推進事業など様々な取組を行っているところでございます。

重点施策5 自殺未遂者に対する取組につきましては、先ほど紹介させていただきましたとおりでございます。

重点施策6 遺された方への支援ということに関しましては、リーフレットを作成しているところでございます。「大切な人を突然亡くされた方へ」というリーフレットがお手元にあるかと思っております。各種相談窓口等が記載されているリーフレットでございますが、こちらのリーフレットをこれまで1万8,000部作成いたしまして、区市町村や関係機関と連携いたしまして配布等をしているところでございます。引き続きこういった取組も含めまして、遺族等の方に必要な情報が届くように取組を進めていきたくと考えているところでございます。

1枚めくっていただきますと、今度は自殺防止につながる環境整備等に関する取組が記載されているところでございます。こちらについての詳細な説明につきましては割愛させていただきますが、2番目におきましては、様々な悩み・問題に対する相談支援の充実ということでございまして、都庁内にあります様々な関係部署、こちらにおきましては、こういった相談窓口のリーフレット等を置いたり、様々な連携等を図りながら、自殺対策の取組を行っているところでございます。

1ページめくっていただきますと、3. 関係機関の職員等を対象とした研修というところでございます。先ほども少し触れさせていただきましたが、自殺対策に関する取組というものを、様々な分野における事業の中の研修の中でも行っております。先ほども出てきましたとおり、多重債務問題に関する研修であったりとか、病院における研修などにおきまして、自殺対策の取組を扱っているところでございます。

それから4番目、地域における必要な支援につなげるための取組につきましては、区市町村や民間団体が行う取組を支援するとともに、情報交換等を行っているところでございます。

自殺対策計画進捗確認シートにおける取組についての説明は以上でございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

自殺対策計画進捗確認シートについて、説明をしていただきました。

本日は計画に掲載してある事業を所管している部署から御出席いただいている委員がい
らっしゃいますので、確認シートの説明の補足等をお願いしたいと思っております。

それでは、最初に3の「生きる支援関連施策」の「緊急性を要するインターネット上の自
殺予告に対する措置」につきまして、高島委員、お願いいたします。

【高島委員】 警視庁の生活安全総務課の高島と申します。係が行方不明相談係というこ
とで、行方不明と保護と自殺の統計を担当しております。

こちらに記載のある緊急性を要するインターネット上の自殺予告に対する対応というの
は、同じ部なんですけれども、生活安全部の中のサイバー犯罪対策課というところで対応、
所管しております。記載のとおり、110番ですとか相談、サイバーパトロール等で危険性
の高い情報が入った場合に、ガイドラインの要件を満たす事案については、プロバイダーに
照会をいたしまして、投稿者を割り出した上で安否確認を行い、自殺のおそれがある人に対
しては保護ですとか、説諭ですとかの対応、家族への監護依頼等を実施して自殺防止対策措
置を講じております。

今後も、引き続き適切に対応していきたいと思っております。以上です。

【鈴木部会長】 はい、ありがとうございます。

続きまして、教育庁の児童生徒のSOSの出し方に関する教育の取組について、渡辺委員、
お願いいたします。

【渡辺委員】 教育庁指導部主任指導主事の渡辺でございます。本日対応が入りましたの
で遅れましたこと、おわび申し上げます。失礼いたしました。

それでは、私からSOSの出し方に関する教育の推進について、説明をいたします。本日
はレジュメも含め4点資料を用意させていただきました。よろしくをお願いいたします。

では、レジュメに沿って進めていきたいと思っております。まず、1の概要でございますが、こ
ちらの(1)にDVD教材の活用とございます。このDVD教材は、平成29年度に当教育
委員会で設置いたしました専門家による自殺予防教育推進委員会における検討を経まして、
授業で活用できるDVD教材を作成し、都内全公立学校に配布をしております。平成30年
度より、都内全公立学校においてこのDVD教材を活用または参考とした授業を年間指導
計画に位置づけるとともに、各学校いずれかの学年において年間1単位時間以上、このDV

D教材を活用した授業を実施することとしております。

本日用意いたしました資料の「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」をご覧ください。こちらは活用ガイドとなっております。こちらの1ページ目には、自殺総合対策大綱に基づく、自殺対策に資する教育の内容を示しております。こちらの(3)には、SOSの出し方に関する教育の取組としてその目的が示されており、子供が現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動、身近にいる信頼できる大人にSOSを出す、こういったことができるようにすること、また、身近な大人がそれを受けとめ、支援ができるようにすることを示しております。

2ページ目には、学習指導要領でSOSの出し方に関する教育と関連する内容を示しております。これはDVD教材の活用について、学校が改めて指導する時間を設定するなどの負担を軽減できるよう、通常の授業の中でこのDVD教材を活用してもらうようにすることがねらいであります。

3ページ目には、このDVD教材を活用する上での配慮事項等を掲載しています。3つ点線の四角囲みがございしますが、まず上段の四角囲みの中には、長期休業日明け、例えば夏休み明けですとか、こうしたところに18歳以下の自殺者数が増加する傾向があることを踏まえまして、このDVD教材を活用した授業につきましては、夏季休業日前の7月までに実施することが望ましいこと、また中段の四角囲みの中には、本教材を活用する際には、言葉として「自殺」や「自殺予防」というような用語を使用しないこと、そして最後、後段の四角囲みの中には、子供が担任以外の教職員にも相談しやすくなるよう、複数の教職員での対応、ティーム・ティーチングで行うことが望ましいことなどを掲載しております。

そして4ページには、授業の指導案の例を掲載しております。こうした資料を提示することで、例えば指導経験の浅い教員であっても一定の事業を行うことができるようになると考えております。

続きまして、別の参考資料ですが『「SOSの出し方に関する教育」の推進』、こちらのリーフレットをご覧ください。DVD教材の活用のほかに、日常の教育活動において、例えば校長講話や学級指導等の機会を捉え、困ったときは相談することの大切さについて、小学校段階から繰り返し指導をすることが重要であると考えております。今お話しした内容をこのリーフレットの1番下にある②というところに掲載しております。

続きまして、レジュメに戻っていただきまして、レジュメの(3)に連絡会における周知とございます。ご覧のとおり、各学校の校長や生活指導を担当する教員を対象とした様々な

連絡会や研修会を通じて、SOSの出し方に関する教育の取組の推進を図っております。令和元年度におきましては、特に連絡会の（ア）と（イ）に見られるように、教職員等のSOSの受けとめ方に関する対応力の向上に焦点を当て、実施をいたしました。

なお、（４）にございますように、外部相談窓口連絡先の一覧を、年３回、長期休業前に都内公立学校の全ての児童・生徒に配布をし、学校以外にも相談できる場があることを繰り返し周知しております。

続きまして、２の成果についてでございます。特に、（３）のDVD教材の活用促進をご覧ください。児童・生徒の声として、このDVD教材を活用しての感想ですが、誰かに相談していいことがわかった、先生など周囲の大人が自分たちのことを心配してくれていることが伝わった、また、教職員の声としては、相談する児童が増えた、指導をしやすかった、負担が少ない、また保護者の声としては、家庭でもじっくりと子供の話を聞くようにしたいなどの報告が寄せられております。学校によっては、このDVD教材を活用した授業を学校公開日に実施し、保護者の方々にも参観してもらう機会を意図的に設定しているという報告を受けております。また、（３）のイでございますが、現在、各学校に１部、この教材を配布しておりますが、多くの学校からの要望といたしまして、複数の学級で同時にこのDVD教材を活用したいという意向を受けまして、令和元年８月より、東京都教職員研修センターにおいてこのDVD教材の貸し出しを開始しております。

次に３の課題でございますが、平成２８年度、２９年度における調査によりますと、都内公立学校において、いじめられた児童生徒のうち、その約３％から４％の児童生徒が誰にも相談していないと回答をしております。このことから、「SOSを出す、受け止める力の育成」及び「より実効性のある教育相談体制の構築」が必要と考えております。

最後に今後の取組の方向性でございますが、「SOSの出し方に関する教育」の一層の推進と教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上を図ることが重要と考えております。

なお、参考資料といたしまして、本日、「相談する時、受け止める時等の言葉例」とした資料を配布しております。これは具体的に子供がSOSを、相談したいときにどのような言葉を使ったらいいか、また、そうした子供たちからのSOSを教職員等の大人がどのような言葉で受けとめてあげればいいか、その具体例を示したものでございます。こうした言葉例でございますが、これは先ほどお伝えしました自殺予防教育推進委員会の専門家の方々からの御助言等もいただきながら作成したものでございまして、この資料も、こちらのDVD

教材の中に資料編として収録をしております。各学校における校内研修等においてこうした資料を参考とすることで、教職員の対応力向上の一層の改善等が図られるよう、更なる活用の促進を図ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

議題から外れますけれども、藤澤委員でございます。

【藤澤委員】 AMEDの会議に出ておりましたので遅くなりました。申し訳ございません。

【鈴木部会長】 それでは、警視庁と教育庁からの御説明を中心といたしますけれども、その前の宮川さんのタブレットに基づく説明も含めまして、これまでのところで御意見、御質問をいただけたらありがたいです。よろしく願いいたします。

【清水委員】 よろしいですか。

【鈴木部会長】 はい、どうぞ。

【清水委員】 ライフリンクの清水です。質問の前に要望2点と、あと今の関連の質問の3点させていただきたいと思うんですけれども、まず、要望1つ目としては、ぶしつけな質問になるかもしれませんが、この本部会の委員の皆さんで、重点施策部会の議事録を読まれた方というのはどれぐらいいらっしゃいますか。多分、皆さんお忙しくされていて、重点施策部会の議事録になかなか全てに目を通すのは難しいと思うんですよね。ですので、例えばSNSのこととか、自殺率のデータのこととかいろいろそこで出た議論もあるので、私はその重点施策部会の委員もしており、そこで発言もさせていただいたんですけれども、できれば要約したものをそれぞれの部会で、重点施策部会の要約をこちらで、またこちらの部会の要約をまた向こうでというふうに、事務局のほうで、簡単に構わないと思うので、どういう論点があったかということの説明を冒頭でしていただくと、より議論が深まるんじゃないかなと思うので、ぜひ御検討いただけたらと思います。それが1点です。

もう一点が、事前にお送りいただいている資料は大変ありがたくて私は必ず目を通すようにしているんですけれども、ただ、画素、画質が若干低く、メールを送りやすいようにと思って画素を下げているんだと思うんですけれども、ちょっと見づらくてというところがあるので、ファイルを幾つかに分けても構わないので、できればもう少し画素の高い、画質のいいファイルを送っていただけたらと思います。

その関連で、先ほどのSOSの出し方教育に関するところで、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」の御説明をいただきましたけれども、今タブレット上で見

られるファイルは字が見づらくなっています。これもネットに既に東京都の場合は全部アップしていただいているので、そのことを御存じの方はそちらで全部見ていただけたらと思うんですけども、私は目を通してはいるんですが、そうでないとこれだけ見てもなかなか難しいと思いますし、またこの部分に関しては資料を事前にお送りいただいてなかったと思うので、これはネットのここを見ればファイルが全部ぶら下がっているからというような情報をいただければ、事前に目を通すことができるんじゃないかなと思いますので、ぜひ事前の情報共有、あるいは当日の情報共有の、ファイルの漏れがないように、あるいはファイルを見やすいような画素数でということも御検討いただけたらと思います。以上、2点が要望です。

質問を3点させていただきます。

評価という意味でいうと、質的な評価と量的な評価と、どちらもできなければ実施しているかしていないかというようなことの単純な評価になろうかと思うんですけども、その意味で、1つはSOSの出し方に関する教育の量的なところの質問をさせていただければと思います。具体的には、どれぐらいの学校が実施しているのかという学校の実施率が1つ。あと、受講されている生徒、都内の公立学校に通う全生徒のうちの何割が、何%これを受講できているのかということがわかれば、まずその量的な評価をするという意味で重要な情報だと思いますので、教えていただければと思います。

2つ目の質問は、評価というわけではないのですが、私たち厚生労働省の事業でSNSの相談をやっている中で、緊急対応で警察の方たちとも連携させていただいて、まさに身の安全の確保、確認をしていただいたりを何度かさせていただいているんですけども、実際にそうしたインターネット関連の身の安全、あるいはその身元を特定して自殺防止にかかわったというようなケースというのは大体警視庁管内で年間どれぐらいあるものかということの情報も教えていただければと思います。

最後3点目ですけれども、市町村の計画策定の評価状況というのは最後に、これの後に御説明いただくという理解でいいですかね、資料としては入っていますけれども。

【宮川課長】 そうです。

【清水委員】 わかりました。では、市町村等でメーリングリストをつくって情報共有されているという話がありましたけれども、非常にすぐれた取組というか、ぜひ積極的に、まさに都と市区町村の間で情報を共有していただくのがいいと思うので、例えばこういった情報が何回ぐらい、いろいろな区からいろいろなイベントとか研修の情報が出てきてい

るのか、どれぐらいの頻度でやりとりがあるのか、わかっている範囲で教えていただけたらと思います。以上3点です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

冒頭の運営に関するお願いに関してはよろしいですね。

【宮川課長】 はい。大変失礼いたしました。要約をまとめることと、資料が見つらなくて申し訳ございませんでした。しっかり改善したいと思います。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

まず教育庁に対しての量的な部分、いかがでしょうか。

【渡辺委員】 今のいただきました質問についてなんですが、現在このDVD教材の活用の促進・周知を図っている状況でございまして、量的なことにつきましては、今後調査等も含め検討しているところでございます。

【鈴木部会長】 同じく、警視庁、いかがでしょうか。

【高島委員】 警視庁の取り扱い数ですけれども、サイバー犯罪対策課のほうに確認したのですが、公表はしていないということで、全国的な数でよろしいですか。

【清水委員】 ええ。

【高島委員】 平成30年中になるのですけれども、全国で、これはプロバイダーに緊急照会を実施して回答を得られたものです。回答を得られなかったりとかいうものもいっぱい扱っているのですけれども、得られたうちの合計が328件だそうです。内訳で、既に自殺して亡くなっていた方が7名、2.1%です。自殺を図っていたのですけれども、命に別状がなかった方が12名、3.7%ですね。自殺のおそれがある、本人を諭したり警察のほうで保護したのが62名で18.9%ですね。いたずらとか自殺のおそれがなかったというのは209名、63.7%ですね。あと技術的に書き込み者が判明しなかったというのは38人で、11.6%だそうです。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【宮川課長】 最後にメーリングの御質問をいただいたところでございます。具体的な中身はまた後ほどメールで回答させていただければと思いますが、月に一、二回程度、区市町村と関係機関の皆様にはイベント等の情報をお送りしているところでございます。後ほど詳しい内容はお伝えさせていただきます。

【清水委員】 今追加してよろしいですか。

【鈴木部会長】 どうぞ。

【清水委員】 SOSの出し方に関する教育で、今後調査をしていくことを検討されているというお話でしたけれども、調査することが決まっているわけじゃなくという意味ですか。

【渡辺委員】 まだ具体的なところまでの決定というまでは至っていません。

【清水委員】 であれば、まさにこの計画を評価する上では、実施率がわからないことには評価のしようもないと思いますので、そこはぜひ実施に向けて具体的に検討していただけたらというふうに私は思います。

【鈴木部会長】 要望等も含めまして、御意見、御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

大変素朴な、私からの質問ですが、教育庁なんですけれども、この対象は公立学校ということによろしいですか。

【渡辺委員】 ええ、そうです。公立学校です。

【鈴木部会長】 そうしますと、例えば教育委員会の教員研修は、全員が公立なんですね。では、私立はどう考えたらよろしいでしょうか。

【渡辺委員】 私立は全く所管が別になりますので。ただ今お示ししましたこの教材は、内容を東京都教育委員会のホームページに全て掲載しておりますので、これはご覧になりたい方はどなたでも見られる環境はつくっております。

【鈴木部会長】 私の個人的な所感ですけれども、私立学校がぽっと外れているような気がしてならないんですね。それは何が問題とかそういうことではなくて、もともと違うということでは了解できるんだけど、私立学校等で学ぶ人たちに対するアプローチも考えざるを得ないのかなと思っているんですね。ここでの話ではないかもしれませんが、気になっているところであります。

【宮川課長】 私立学校の取組は都庁の中で所管部署が異なりますので、状況は確認した後ほど御連絡できるようにしたいと思います。

【鈴木部会長】 はい、ありがとうございます。

【清水委員】 簡単にいいですか。

【鈴木部会長】 どうぞ。

【清水委員】 私、長野県の自殺対策全般と、とりわけ長野県は未成年の自殺率が全国で一番高いということもあって、知事が座長を務める形で「子どもの自殺対策プロジェクトチ

ーム」というのを立ち上げて、まさにこのSOSの出し方に関する教育を全ての長野の子供たちにといいことで今実施し始めているんですね。まさに私立の学校に行っている子たちというのは教育委員会の傘の下に入っていないので、これをどうするかといったときに、これはやはり県から個別、それぞれの私立の学校の校長宛てに連絡を入れてということで、私立に行っているからといってSOSの出し方に関する教育が受けられないということがないように、あくまでもこれは「長野県の子供たち」といったときには、公立の学校に通っている子ばかりでは当然ありませんので、子供・若者の自殺対策というときには私立に行っている子たちがそれで外れるということがあってはいけないわけなので、そこはよりむしろ丁寧に私立の学校へのアプローチというのはやっているところです。

【鈴木部会長】 いかがでしょうか、警視庁と教育庁の説明を受けまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

もう少しございますので、先に進めさせていただきます。また何かございましたら教えていただきたいと思ひます。

それでは、議事の3です。区市町村における自殺対策計画の策定状況についての説明をお願いいたします。

【宮川課長】 タブレットの資料は一番最後になります。29ページ目でございます。区市町村における自殺対策計画の策定状況という資料をごらんいただければと思ひます。

自殺対策基本法におきまして、区市町村におきましても自殺対策計画の策定が定められているところでございます。都で、昨年末時点で区市町村の計画の策定状況を取りまとめたものがこちらの資料でございます。薄いオレンジ色がもう既に策定済みだということでございます、そこが32の自治体、青色が本年度中には策定するというところで20自治体、網かけになっているところが、本年度中には策定が難しいというところで10の自治体があるところでございます。それぞれの自治体におきましても、全く何も取組をしていないというわけではなく、策定に向けた取組は行っていると聞いているところでございますので、この残りの10の自治体に関しましても、引き続き計画の策定について働きかけていきたいと考えているところでございます。資料についての説明は以上です。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

この部会では、区市町村の代表として、港区、府中市、瑞穂町から委員になっていただいております。そこで、それぞれの計画策定状況や策定後の取組状況について御説明をお願いしたいと思います。

最初に、港区の近藤委員からお願いいたします。

【近藤委員】 それでは、私から港区の計画策定と進捗につきまして御説明をいたします。資料は、緑色の港区自殺対策推進計画（改定版）というものでございます。資料6でございます。こちらをお開きいただければと思います。

御説明をさせていただきます。左上の第1章の背景と目的にもございますように、港区は自殺対策基本法の制定の前に、先行して平成26年9月に35年度までの10年間の計画を策定しておりました。ただ、その10年間の間に自殺対策基本法が改正されまして、区市町村には義務化というところになりましたので、自殺総合対策大綱や東京都の自殺総合対策計画を踏まえて、10年間の間のちょうど折り返しの地点の5年目ぐらいのところだったんですけれども、31年3月に改定版を整合性を持たせて策定をしております。

項番の3の計画見直しの視点の(2)にもございますように、この改定版をつくるに当たりますには、各種統計データや区政モニターアンケートというものも実施しておりましたので、その調査結果を反映させて一番最初につくった計画から少し変更させてつくってございます。

第2章のところでは、港区の自殺の現状等というところで、今申し上げました統計データからわかったことや区政モニターアンケートから得られた課題というものを載せてございます。ここの部分と第4章の施策の体系のところがございます、重点的に取り組む視点というところを関連させてごらんいただきたいんですけれども、重点的に取り組む視点を①から④で掲げました。子どもや若い女性を対象とした支援、働き盛り世代を対象とした支援、相談先の周知の強化、ゲートキーパーの役割の周知の強化としておりますが、これはいずれも第2章のほうで掲げてございます統計データですとか区政モニターアンケートのほうから、例えば統計データでは女性と若年層が多いですとか、若年層で自殺対策が求められているというところがわかったところを踏まえておりますし、働き盛り世代を対象とした支援というところは、仕事をしている人や学生に自殺をする方が多いというところを踏まえています。また、区政モニターアンケートから、相談機関や自殺に関する区の広報活動が知られていないですとか、ゲートキーパーの役割が知られていないというところを踏まえて、重点的に取り組むものに相談先の周知の強化やゲートキーパーの役割の周知の強化といったものを入れてございます。

次のページをお開きください。港区は、平成26年に最初につくった計画のときから、5のビジョン、20のミッションという枠組みをつくって行っておりました。このビジョンと

いうのは、緑色であります、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとございます。その中に細かく分かれておりまして、ミッションがあるというところになっております。

その次のページをごらんください。最初につくった計画から引き継いでいる事業もたくさんございますけれども、この計画を改定するに当たりまして、新規に行うことになった事業がこちらに主なものが載っております。本日はここの中からまた幾つか現在の状況等も含めて、御説明をいたします。

まず、1つ目の①インターネット検索連動広告による相談窓口の周知でございます。若者を対象に、インターネット検索サイトにおきまして、「自殺」や「死にたい」などのワード検索をしたときに、連動して区のホームページに誘導して、相談窓口を周知するものでございます。4月から12月までの相談サイトへの誘導は月平均956回、当初は650回程度を予測しておりましたが、かなり上回っております。また港区では、鬱に関する検索が多いということが見えてまいりましたので、鬱の関係のワードを増やしまして、広告が出やすくするといったような形で、委託先のNPOとは都度都度検討しながら改善を重ねているところでございます。

それから、真ん中より下のあたりの、先ほど来から話題になってございます子どものSOSの出し方に関する教育の実施でございます。こちらでは、先ほど御説明もありましたように、年間1単位以上実施すると、区立の小・中学校ではそうなってございますが、その実施の一助となるようにというところで、区立小・中学校の生活指導主任会で、みなと保健所の健康推進課の保健師が出向きまして、港区の自殺の状況や事業相談窓口について講義をしてございます。また、④番でございます、ここが先ほどのお話ですが、大学や私立学校対象としたものも、やはりその公立以外のところが抜けてしまわないようにというところで、港区でも計画の中に盛り込みました。こちらでは、今年度は私立中学の2年生・3年生に実施をしてございます。NPOの方に委託をしているんですけれども、その若いスタッフの方が参加をして、グループワークを取り入れて、悩みは悪いこと・恥ずかしいことではない、誰でも悩みは抱えていること、友人の悩みの相談に乗るには相手の望みを知ることなどを確認しました。事後のアンケートでも、ゲートキーパーの理解ができたと答えた学生が80%以上というような結果になっております。

また、最後の職場のメンタルヘルス講演会につきましては、区の担当所管である産業振興課と共催をしまして、場所の提供ですとか周知について協力をしていただきました。また港区産業保健センターや三田労働基準監督署にも協力を依頼してございます。

また、この新規事業ではございませんけれども、継続して実施しております自死遺族の会「わかちあいの会」では、新しい試みとしてトーク&交流会として、自死遺族に加え自死遺族を支援したい方も参加できる会を開催いたしました。自死遺族の体験を聞いたり交流を通して、自死遺族への理解が深まったというふうに聞いてございます。

最後に、6ページの6章のところですがけれども、港区内の庁内の他部署や関係機関との連携状況でございます。区では、自殺対策を生きる支援と捉えまして、様々な分野の人々や組織が密接に連携することが必要だという考えのもと、副区長を委員長としております港区自殺対策推進検討委員会、また、保健、医療、福祉、労働、教育等関係者や区民、NPO等民間団体等が委員となって御参加いただいております自殺対策関係機関協議会を柱として、各機関と連携をしております。

雑駁ではございますが、私からの説明は以上です。

【鈴木部会長】 はい、ありがとうございました。

続きまして、府中市、横道委員、お願いいたします。

【横道委員】 府中市です。府中市でもお手元に概要版を配布させていただいております。

府中市は、令和元年の5月に議会を経て、計画の策定というところで、市民の方にお知らせする形となりました。本市では、自殺対策基本法に基づいて平成26年度から自殺対策関係者連絡会「つながりPlus」という横断的な、一番市民に密接する課の関係職員が事例検討等を重ねて、スーパーバイズもお願いしてやっていた、その庁内連携の体制づくりという措置があった関係もありまして、平成29年度からこの計画自体を定めるというところでは全庁的に動き出した背景がございます。

今回、関係機関とともに対策を推進するに当たり、さまざまな資料、特に国から示されている各区市町村の重点パッケージであるとか、またライフリンク等々の有機的な連携支援が重要であるという背景の図式化されたもの、こういったものが今回策定するに当たり、今までケースワークとしてのみつながっていたものが、体系として行政がどういうふうな関わりをしないといけないのかというところの理解が、この計画策定を通じて職員の中で大きな糧となった実感が主管課長としてはあります。

計画年度は、府中市の場合は令和元年度からスタートになりまして5年間をめどということで、数字としてはこういった形でお示した上で、計画が策定したときには、清水先生にも来ていただきまして講演会をさせていただきました。また、ライフリンクさん、あるいは様々なパネル等の展示も講演会のときはさせていただいて、今、どこの行政もそうなん

ですけれども、ものすごくいろいろな計画が議会を経て立ち上がっている中で、この自殺対策の計画をどう周知というか、あるんだというところから始めたいというのもありまして、講演会等々させていただいた背景がありますが、パブリックコメントも含めて、娘さんを亡くしたお父様からのコメントの意見ですとか、大抵いろいろなまちづくりの計画とかというの、パブリックコメントが少ない、あるいはゼロ件という計画もある中では、この計画自体が結構琴線に触れるというか、そういった部分が職員もありましたし、また先生の講演の中でやっぱり涙する方もいらっしゃいましたし、そういったところでは、立ち上がって以降、今日は計画評価部会ということですのでけれども、これをどう評価していくかというところの難しさをちょっと痛感しているところではあります。

国で示された、先ほど質的、量的、あるいはしているかしていないかという評価の目線というのもありましたけれども、ベースにやっぱりアンテナの立て方であるとか、こういうふうな対応をというところはやはり積み重ねと気づきの目線というのが、どこの部署にいるからではなく必要だということ、様々な場を通じていろいろな企業あるいは教育の関係の方々ともやっていけたらと思っております。

最後になりますが、府中市の若年者の自殺というの、すごく課題として上がっておりまして、府中市では、絵本の読み聞かせをボランティアの方、育成したサポーターの方にしていただきながら『たいせつなきみ』という、絵本にはなるんですけども、中学校の生徒さんに、校長先生の御理解を得た学校に読み聞かせをしていただいた上で、SOSの発信につなげるという試みをスタートさせていただいて、このDVDの教育の内容だけではなく、府中市独自として地域もかかわる、高齢者の方々が読み聞かせをしながら中学生の方々とつながる場があればということで、そういった取組も今年度からより充実を図っているところではあります。

今回の、また都の評価のこういったシートも参考にしつつ、府中市でも評価する年度に入りますので、ぜひ参考にさせていただきつつ、計画の次に向けてのアンテナを立てていきたいと思っております。

雑駁で済みません。以上になります。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

続きまして、瑞穂町の福島委員、お願いいたします。

【福島委員】 福島です。よろしくお願いします。

瑞穂町は、先ほどの資料にありましたとおり、今年度、この3月で計画を策定完了する予

定です。まだ町長決裁が下りておりておりませんので、資料としてはお示しができないので申し訳ありません。今の港区さん、府中市さんの立派なお話がありましたので、非常に申し上げにくいんですけども、瑞穂町は人口が3万人で、大体過去5年間の自殺された方の年平均は7人程度ということです。過去10年間でさかのぼっても10代の方はお一人自殺をされているという形で、東京都さんの計画、若者のほうにも力を入れているというところと若干現状で町のほうは乖離しているところがありました。正直、この計画を立てなさいという法律ができて、寝耳に水のような形で、でもつくらなくてはということで始めたのが正直な状況です。

私のほうも手探りで始めていったんですけども、まず棚卸しという作業をしなければいけないということで、計画に関しては評価の視点も持ってつくらなきゃいけないということでしたので、町内の関係者に集まっていただきました。どんな温度差なのかなと思ったんですけども、意外と皆さん自殺のことについては自分のこととして重く受けとめていらっしゃるようで、いろいろな事業が出てきました。瑞穂町は小さな町ですので、まず住民を対象とする職員のスキルを上げていくのと、高齢者だったり生活困窮者だったり、学校のほうもいろいろやっていただいていますので、その中で自殺予防の視点を持った行動計画を立てていこうということで、今実行可能な行動計画を立てさせていただいています。具体的には国のガイドラインだったり、東京都さんの計画の柱に沿ったものになっておりますので、3月にはお示しできると思いますのでぜひお目通しいただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございます。

3つのケースだけではありませんけれども、御報告をいただきました。

それでは、これまでの御説明につきまして、御質問、御意見、いただけますでしょうか。どうぞ。

【杉本委員】 たくさんの事業が幅広く行われるようになって、やっぱり法律ができて、十数年たって変わってきたなという印象です。私はずっと遺族、遺児の方にかかわる活動を長くやっているんですが、自殺に対する受けとめ方というのは、なかなか変わっていない。非常に難しいことであることを忘れてはいけないと思っています。たくさんの事業が実施されて、それでいいということではなくて、根底にはなかなか変えることができないほどの自殺に対する無理解ですとか差別感とかというのはまだまだ根強いものがあるのではないかなと思っています。表面に出ないことが多いかもしれませんが、例えば昨年9月の

東京都の強化月間のときのシンポジウムでは、ちらちらとそういうことが出てきてしまいました。死に関してはいろいろな立場の方たちがいろいろな状況でかかわっているの、自殺に関する角度からというのは非常にやっぱりデリケートですし難しいんですね。なので、ちょっとしたことが、例えば御病気で闘病をしている方たちとか、例えば犯罪に遭われた方たちとか、災害に遭われた方たちとかと、当然違うんですね。これも非常にデリケートなところだと思います。

私は去年の9月のシンポジウムでは、宮川さんたちにはお伝えしましたが、非常に失望もしましたし、びっくりしました。命を大事にしない結果が自殺だというような表現がなされていたんですね。それは、たまたま出てきたのではなくて、これは社会の根底にまだまだあるのだと、その後ずっと考えています。自殺というのは個人がコントロールできる範囲の個人の問題だということが、まだまだ根強くあるのではないかなということをおもっています。さっき府中市の方が琴線に触れることというふうにおっしゃいましたけれども、実際になかなか自殺の現場にかかわること、遺族の方たちに直接かかわることはそうそうないのでごく難しいと思うんですね。こうやって報告を伺っていて、何一つ欠点のないすばらしいことばかりと思いましたが、でも実際にそれをするのはそんなに簡単ではないわけで、そのあたりをどんな場で、この評価部会というところで、何をどのように評価するかを考えるべきではないでしょうか。量的な評価はできると思います。やっている、やってないとか、何をやったとか、どれだけの人が来たとか、そういったことはできると思いますけれども、質の評価というのをやはり欠かさずにやっていかなければいけないかなと思います。

最初の10年は国の中でもいろいろな誤ったことがありまして、例えばゲートキーパーを普及させようということで、AKB48になぞったようなGKBとかというようなこととか、試行錯誤を重ねながらなかなかうまくいかなかったこともありながら続けてきました。さらに継続していくために、質をどういうふうに行って、よくしていくかということがやはり大きな課題だということが、短い時間の会議ではなかなか出にくいと思うのですが、どんなふうに出たらいいのかなとずっと疑問に思いながら、報告を聞かせていただいております。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

何か。

【宮川課長】 御意見ありがとうございます。また、シンポジウムの件は本当に大変失礼

いたしました。シンポジウムするとき、終わった後も杉本さんから様々な御意見をいただきましたし、今も質の評価ということであったりとか、発信した内容をどう受けとめるのかということをしっかり考えなければなというところがございます。なかなか我々としても何ができているのかできてないのかというところも悩むところでもありますので、ぜひとも今後いろいろな杉本さんはじめ皆さんの御意見を聞きながら、一個一個の、今回の3月の強化月間のポスターなんかも、これがいいのか悪いのかというのも我々もわからない中ではありますけれども、誤った伝わり方がないように気をつけていきたいと思っておりますので、引き続きいろいろ御協力いただけたらなと思っておりますのでございます。

【杉本委員】 あと一点、要望でいいですか。お願いしたいことがあります。

「大切な人を突然亡くされた方へ」というリーフレットですけれども、大分情報が古いのので、ぜひ適当な時期に情報更新をしていただきたい。前は毎年1回年度末にやっていたと思うので、古くなっていますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、以前は監察医務院から御遺族の方たちに直接手渡すということを東京都は多分全国に先駆けて行っておられたと思いますけれども、今でもそれは行っておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

【宮川課長】 リーフレットの改善につきましては、しっかり行ってきたいと思います。

リーフレット自体は今も送ってはいると思います。

【杉本委員】 検死の際に、検死をされるお医者様から直接渡すということが会議でも報告されました。ずっとそれを続けて更新したということも何回か会議の中でも出ていました。そこまで積極的にしているところは当時東京都だけだったので、結構注目されていたことだと思うんですけども、今どうなっているのかと思っています。

【宮川課長】 正しい状況を確認して、後ほど御連絡させていただきます。

【鈴木部会長】 ほか、いかがでしょうか。

【福島委員】 済みません。

【鈴木部会長】 どうぞ。

【福島委員】 これから計画をつくり上げていくので、今言ったような誤った表現というのをもし使ってしまうとよろしくないかなと思いますので、何かそういった使いやすい、先ほどあった表現があるのであれば、周知していただいたほうが市町村は取組に、自分たちの媒体をつくる時にもそれを避けて周知できるかと思っておりますので、可能な限りでいいのですけれども、情報提供をお願いします。

【鈴木部会長】 よろしくお願ひします。

【宮川課長】 はい。

【鈴木部会長】 ほか、いかがでしょう。

【杉本委員】 いいですか、そのことに関して。

自殺総合対策推進センターが、1年半ぐらい前に出した「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引」があるんですね。そこに文言がたくさん出ているわけではありませんけれども、考え方はかなり掲載されており、自殺総合対策推進センターのホームページからダウンロードすることができます。それは私もかかわらせていただきましたけれども、いろいろな立場の方たちがいろいろな意見を述べて、かなり長期間にわたって議論をしてつくったので、ぜひお読みいただけたらいいと思います。自殺に対する受けとめ方なんかもかなり詳しく出ています。

【福島委員】 勉強不足で済みません。ありがとうございます。

【鈴木部会長】 いかがでしょうか。

どうぞ。

【高島委員】 いつものお願いですけれども、警察で自殺企図者を保護した場合、必ず家族がいれば家族に引き渡しているんですが、家族がいない人ですとか、あと家族が受け取りを拒否される方が結構いるんです、もう見放されちゃって。そういった方を警察のほうで強制的に保護はできないので、結局家に送り届けたりとか単独で帰宅させるしかできないんですね。なので、本当に危ない方もいるので、そういった方を引き渡しできるような、引継ぎができるような部署があったらいいなど。

先日も、高齢の女性が倒れているということで119番が入って、警察に転送されるんですね。110番されて、おばあちゃんで死にたいということなんですけれども119番に入っても、本人が搬送拒否して乗っていかないんですね。なので、結局警察のほうで保護したのですけれども、本人は死にたいということで御飯も食べないし、どこにも行かない。自治体のほうに、説明をしたのですけれども、職権で保護もできませんということをおっしゃって、日をまたいで朝まで、次の日ぐらいまでずっと保護していて、最終的に管内の病院にお願いして入院をさせてもらったんですけれども、そういった方の対応をしてくれるような部署はないかなということなんです。

【藤澤委員】 警察官通報による措置入院……。

【高島委員】 23条通報。

【藤澤委員】 ルートがあるはずですが、機能していないということでしょうか。

【高島委員】 拒否というか、診察してもらえない。精神障害があつて自傷疑いのおそれがあれば、必ず東京都福祉保健局の精神保健医療課のほうに通報するのですけれども、精神の障害のおそれが低かったり、措置入院になるぐらいじゃないと診察すらしてもらえないんですね。それが現状なんです。件数的にも、去年は2,842件通報しているのですけれども、措置入院とか緊急措置入院になっているのは1,117件しかないんです、39.3%です。鬱で自殺願望があるというその程度だと診察すらしてもらえないというのが現状です。

東京都のほうにも、厚生労働省から出ているガイドラインがあるので、それに沿ってやってくれということで申し入れはしているのですけれども、なかなか対応していただけていないというのはあります。

【鈴木部会長】 宮川さん。評価部会のほうからかなり重篤な、しかも取り組むべき課題ということで上がっておりますので、親部会のほうに再度回していただけますか。

【宮川課長】 はい、わかりました。

【鈴木部会長】 高島委員、これでよろしいでしょうか。

【高島委員】 ええ。よろしく申し上げます。

【清水委員】 関連でよろしいでしょうか。

【鈴木部会長】 どうぞ。

【清水委員】 いわゆる「23条崩れ」という、要するに23条に乗せられない人たちで、この人たちをどうするかというのは本当にずっと課題になっているんですね。警察は当然ながら24時間しか保護できませんし、本当に警察の方たちがそのシェルターの役割を担っていただいているというのが現状で、ですのでこれはどうやってそういう人たち向けのシェルターをつくっていくかというのは、これは本当に国を挙げての課題です。これは全国で同じ課題がありますので、そのことをやっぱり考えていかなければならない。その意味でいうと、やはりそういう現場の声をまさに親会に上げていただいて、また都から国へというような形でどんどんそうした声を上げていく必要があると思いますし、あと同時に東京都の場合自殺未遂者の支援の枠組みがあるじゃないですか。そことの連携をどういうふうにしてやっていくのかというのは、そこは何かこれまで議論の中で出てきたことはあるものなんですかね。

【宮川課長】 警察の方からの相談というものは年々増えていきますので、相談を受けまし

たら、対応はしているというところではございます。ただ、抜本的な何か解決に向けた議論をしているのかというと、そこまでではないところであります。

【清水委員】 もしそういう対応をするということになっているのであれば、それは警察の方たちに、そういう場合はここに連絡してくれというふうな窓口をちゃんと伝えてあげるのがいいと思うんですよね。ただ、その後どうなるのかということも当然わからないと、現場の警察官の方もそんなぼいぼいというわけにはいかないの、説明を御本人にもしなければいけないと思うので、措置入院が難しい、あるいは家族にも引き渡すことができないというような自殺念慮者、あるいは自殺未遂、自殺企図にも至る可能性が高いというような方たちを未遂者支援に引き継げるのであれば、そうした枠組みをしっかりとつくって対応していくと、しかも対応の仕方を関係者がみんな共有するということできれば一番いいのではないかなと思いますね。

【鈴木部会長】 ぜひお願いいたします。

【宮川課長】 はい、わかりました。

【鈴木部会長】 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【清水委員】 すみません、関連で。市町村の計画の策定状況の御報告がありましたけれども、当然御承知のとおり、都の重要な役目の一つとして市町村への支援ということがあるわけで、まさに基本施策の一番最初のところでメーリングリストの説明もしていただいたところの、まさにあそこの項目が市町村の支援、これは計画策定を含めた支援ということになるかと思っておりますので、ぜひ多くの市区町村にこれだけつくっていただいて、それは都の後押しがあつてということだろうと思っておりますので、あと残りのまだつくれてないところですね、なぜつくれていないのかを、これぐらいに絞られてくれば個別にぜひヒアリングしていただいて、どういう支援が必要なのか、なぜ、何がネックとなって進んでないのかということをぜひ御確認いただいて、またそれも御報告いただけると大変ありがたいなと思っております。国もそういう情報を必要としていると思っておりますので、ぜひ現場はつくれてないのはこういう理由だからだと、だから今後こういう支援をもっと国からもやってくれというような要望にもつなげていただけたらなと思っております。

【鈴木部会長】 いかがでしょうか。ちょっと時間を出てしまいました。とじてよろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から今後のスケジュール等について、御説明をお願いいたします。

【宮川課長】 本日は、多く貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。資料等がちょっと見にくかったところがございます、大変失礼いたしました。以後改善させていただきますと思います。

いただいた質問でちょっと回答できなかったものは、後日またメール等で回答させていただきますと思いますし、いただいた御要望、御意見というものも踏まえまして、今後親会への報告であったりとか各種取組に生かしていきたいと思っております。

親会でございます自殺総合対策東京会議につきましては、3月の中旬に開催する予定になっておりますので、本日の議論につきましては報告させていただきますと思います。

また、机上配布の資料につきましては、資料6、7を除きまして、そのまま残させていただきますようお願いいたします。資料6、7と各種リーフレット等につきましては、お持ち帰りいただいて結構でございます。

また、車でお越しの方は駐車券を御用意しておりますので申しつけてください。

事務局からは以上でございます。

【鈴木部会長】 ありがとうございました。

本日予定しておりました議事は全て終了しました。本日は、長時間にわたって御討議いただきまして、まことにありがとうございました。

これにて令和元年度自殺総合対策東京会議計画評価部会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 了 —